

令和7年度

# 学童クラブのしおり

学童クラブ利用にあたっての注意点や必要な申請をまとめています。  
必ず目を通してください。



ひたちなか市 教育委員会事務局 青少年課

029-272-5883

# 1 趣旨

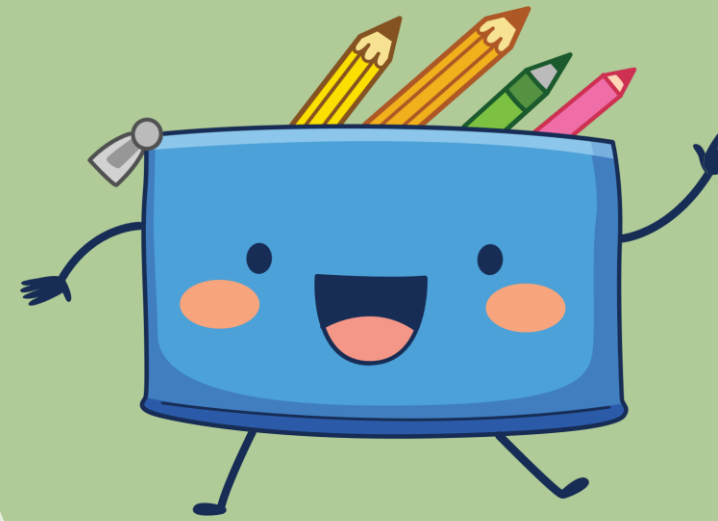
学童クラブは、小学校・義務教育学校の前期課程に就学している児童の保護者が、就労等の理由により昼間家庭にいない場合に、放課後や学校の長期休業日等に、**家庭に代わる生活や遊びの場を提供し、児童の健全育成を図るとともに、**仕事と子育ての両立支援を図ることを目的として運営しています。

# 2 保育方針

- ◆児童の放課後の“生活の場所”として、安全・安心・快適な環境づくりを目指します。
- ◆一人ひとりへの対応を大切にし、児童の自主性・社会性を育むことを目指します。

# 3 保育内容

学童クラブは、学年や発達状況が異なる多様な児童と一緒に過ごす場所です。**支援員がそれぞれの児童の“遊ぶ”、“くつろぐ”、“学習する”、“生活に必要なことをする”等の過ごし方をサポート**することで児童が安心して過ごせるようにします。円滑な集団生活を送るため、学習時間、自由時間等の一定の時間の区切りを設けて活動を行います。





## 4. 開設日

- 授業が行われる月～金曜日
- 夏休み等の長期休業日
- 第1土曜日 ※5月、1月は第2土曜日が開設日
- 振替休業日
- 県民の日（11月13日）※土日の場合は休業

※教育委員会が必要と認める場合は開設日時を変更することがあります。

## 5. 休業日

- 国民の祝日
- 第1土曜日を除く土曜日および及び日曜日
- お盆（8月13日～15日）
- 年末年始（12月29日～1月3日）

※休校日等は、原則学童クラブも休業となります。

※学級閉鎖等で休校となったクラスに在籍する児童は学童クラブを利用できません。

## 6. 開設時間

- 授業が行われる月～金曜日（平日）  
→ 放課後から午後 6 時15分まで
- 長期休業日（夏休み、冬休み、春休み）  
→ 午前 7 時45分から午後 6 時15分まで
- 県民の日、第 1 土曜日等  
→ 午前 8 時から午後 6 時15分まで



## 7. 安心でんしょばと（学童クラブメール配信システム）

学童クラブでは、安心・安全にご利用いただくことを目的に、スマートフォンアプリ「**安心でんしょばと**」を導入しています。学童クラブを利用するにあたり、登録手順書から必ず登録してください。（兄弟姉妹で利用している場合、それぞれに登録が必要となります）

（主な機能）

- 入退室のお知らせが届きます。
- 学童クラブおよび青少年課からお知らせが届きます。
- 利用予定の登録をしてもらいます。



※入会時にダウンロードにかかわる用紙を配付します。

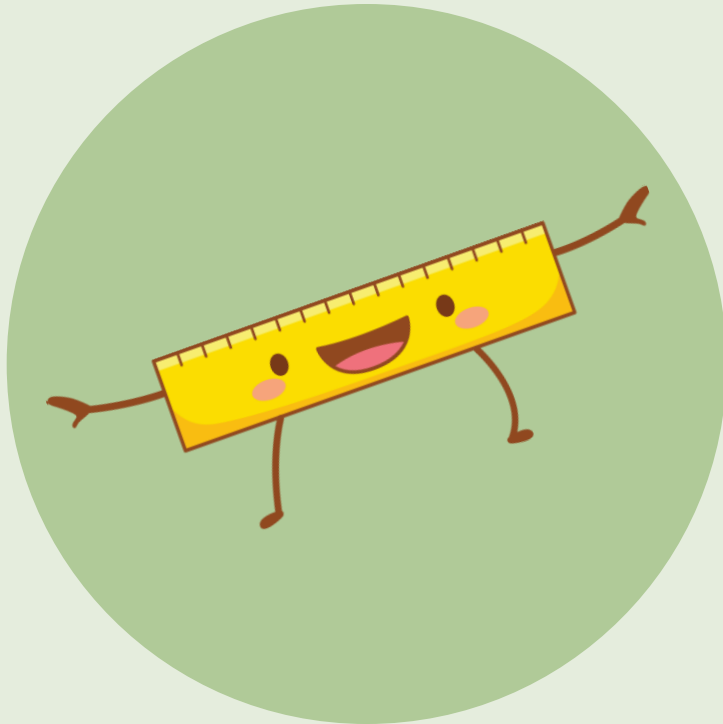
※利用期間中にログイン方法がわからなくなった場合には青少年課にお問い合わせください。

※スマートフォンの機種変更時などは、アプリが消えていないか確認をお願いいたします。

# 8. 送迎

お迎えについては、次の事項を必ず守ってください。

- ① 午後6時**15分**までに保護者等によるお迎えをお願いします。交通事情等により**やむを得ず遅れそうな場合は、その旨を必ず学童クラブにご連絡ください。**
- ② 普段と違う方が送迎にあたる場合、「誰が」、「何時に」送迎するかを、事前に学童クラブへお知らせください。**※高校生以下の方の送迎や、児童だけで下校することは原則できません**
- ③ 利用予定の場合、**児童の口頭による申し出だけでは、下校させることはできません。**（確認の連絡を入れる場合があります。）
- ④ 送迎時の**駐車場は、必ず決められた場所を利用して**ください。（近隣住民や学校訪問者の迷惑になります。）
- ⑤ スポーツ少年団等、**学校敷地内での習い事へ行く場合**、必ず大人の方に学童クラブまで迎えに来ていただくようにしてください。**※習い事終了後、再度学童クラブを利用する場合は、事前に「退室後の再利用に関する承諾書」の提出が必要です。**
- ⑥ **長期休業日**等は、開設時間以降に児童を支援員にお引き渡しください。なお、**児童のみの入室および開設時間前の引き渡しはできません。**



# 9. 各種連絡・届出（その1）

## 【連絡】

### ◆出欠について

- ・ 出席予定について、「安心でんしょばと」の「利用予定」からお知らせください。
- ・ **急遽欠席する場合**等、「安心でんしょばと」から連絡ができないときは、直接学童クラブへご連絡ください。
- ・ 学校を欠席する場合は、学童クラブへの連絡も忘れずにしてください。

## 【届出】

### ◆入会申込書の内容に変更が生じた場合

住所、氏名、連絡先等が変更になった場合は、必ず青少年課と学童クラブへ連絡してください。

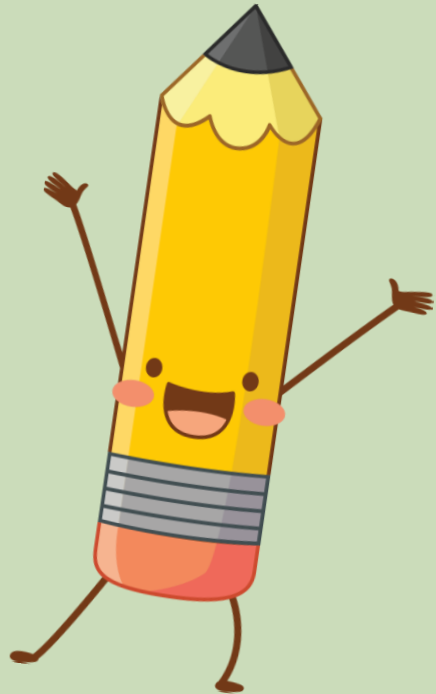
### ◆勤務先・勤務条件等に変更が生じた場合

勤務先、条件等が変更になった場合は、**変更後の「雇用証明書」**を青少年課または学童クラブに提出してください。

## ★重要★

**退職した場合は学童クラブを利用することはできません**ので退会届の提出が必要です。なお、求職期間（1か月間）は利用できます。

**育児休暇中の利用について**、出産（予定）日の前後2か月は利用できますが、**育児休暇中は学童クラブを利用することができません**ので利用月変更届の提出か退会届の申請が必要です。



# 9. 各種連絡・届出（その2）

## ◆利用月を変更する場合

### ・ **必ず申請が必要です**

当初申込時の利用月を変更したい場合は、**該当月の前月末までに**「学童クラブ利用月変更届」を青少年課または学童クラブに提出するか、「安心でんしょばと」で配信されるメールから利用月の変更を行ってください。

### ・ **利用予定のまま申請がない場合には保育料が発生します**

承認通知書に記載のある利用月に基づき、毎月1日時点の在籍者に保育料が賦課されますので、利用しない場合は忘れずに申請をしてください。

**※申請漏れによる保育料の還付はできませんのでご注意ください。**

## ◆退会する場合

- ・ 退会する場合は、**該当月の前月末までに**「学童クラブ退会申出書」を青少年課または学童クラブに提出するか電子申請により申出ください。承認通知書に基づき、毎月1日時点の在籍者に保育料がかかりますので、忘れずにご申請ください。

**※申請漏れによる保育料の還付はできませんのでご注意ください。**

※各種届出書類は、学童クラブ、青少年課窓口および下記URLからダウンロードで取得できます。

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kosodate/kyouiku/1002298/index.html>





# 10. 保育料（その1）

世帯区分	8月以外の月	8月
(1) (2) に掲げる世帯以外の世帯	2,000円	4,000円
(2) ①生活保護世帯 ②就学援助世帯 ③災害その他の特別の事由により保育料を納付することが著しく困難な世帯	0円	0円

- 上記の保育料は、月額1人当たりの保育料となります。
- 保育料は、利用日数に関わらず定額です。月の途中で入会または退会した場合も同様です。
- 承認通知書に記載のある利用月に基づき、毎月1日時点で保育料を賦課します。
- 利用しない場合は、「9. 各種連絡・届出 ◆利用月を変更する場合」を参考に申請を行ってください。
- **保育料を指定された期日までに納付しない場合、学童クラブへの入会を解除または利用を停止することがあります。**

## 10. 保育料（その2）

---

➤ 世帯区分（2）に該当する場合

開始月の前月末までに、次の書類を青少年課または学童クラブに提出してください。**提出がないと賦課される場合がありますので、ご注意ください。**

- ① 生活保護世帯：生活保護受給証明書等の写し
- ② 就学援助世帯：就学援助費受給者決定通知書等の写し
- ③ その他の世帯：必要書類（詳細は青少年課までお問い合わせください。）

※なお、学童クラブ入会申込時に、教育委員会が保護者等の情報を担当部署に照会することに同意した方は、書類の提出を省くことができます。

## 10. 保育料（その3）

---

### ◆納入方法について

- 毎月1日から月末までの保育料を、当該月の28日(休日の場合は翌営業日)に、指定口座より引落します。引落口座の残高確認をお願いします。
- 残高不足等で振替ができなかった場合は、後日郵送される納入通知書により、必ず期日までにお支払ください。残高不足が続く場合には、口座の変更をお願いします。
- 金融機関への口座振替依頼の時期により、初月分のみ納付書でのお振り込みをお願いします場合があります。

# 令和7年度学童クラブ 保育料口座振替予定日

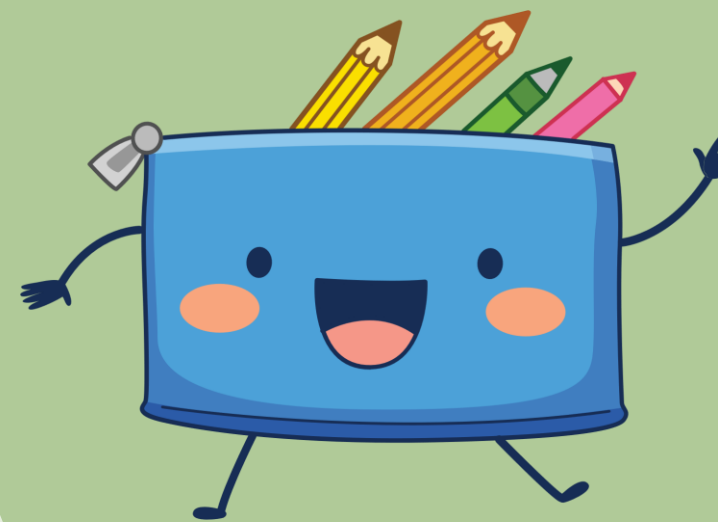
月分	振替日	月分	振替日
4月	2025年4月28日(月)	10月	2025年10月28日(火)
5月	2025年5月28日(水)	11月	2025年11月28日(金)
6月	2025年6月30日(月)	12月	2026年1月5日(月)
7月	2025年7月28日(月)	1月	2026年1月28日(水)
8月	2025年8月28日(木)	2月	2026年3月2日(月)
9月	2025年9月29日(月)	3月	2026年3月30日(月)

# 11. 保険（別途納付の必要はありません。）

- 入会した児童は、保険に加入します。
- 活動中および学童クラブから自宅までの送迎中のケガ等は、保険が適用されます。
- 詳細は「ひたちなか市学童クラブにおける補償制度（保険）のご案内」をご確認ください。

# 12. 緊急時のお願い

活動中にケガや体調不良があった場合は、緊急でお迎えをお願いすることがあります。学童クラブでは病児の保育環境はありませんので、早急な対応にご協力をお願いします。



## 13. 運営に関する諸注意

- 学校施設や備品を破損した場合は、実費で弁償していただくことがあります。
- 学校に持ってきてはいけない物（ゲーム機など）や貴重品は持たせないでください。
- **学校から出された宿題などの学習活動ができる環境を整え声掛け等の必要な援助は行いますが、指導等を行いません。**
- **集団生活を乱すなど、学童クラブの運営に著しく支障をきたす場合、学童クラブへの入会を解除または利用を停止することがあります。**
- 保護者等が在宅の場合、ご家庭での保育にご協力をお願いいたします。

おわりに

その他、何か気になることがありましたら  
学童クラブ支援員か青少年課までお気軽に  
お問い合わせください。



ひたちなか市 教育委員会事務局 青少年課

029-272-5883